



うえの事務所通信 VOL.39 R7.5.27

こんにちは。最近のリーガル・トピックとして、元SMAPの中居氏に関する性暴力問題が取り沙汰されています。フジテレビの第三者委員会による報告書をめぐって、中居氏側の弁護士と第三者委員会との間で論争が起き、事態は泥沼化しています。

そもそも、第三者委員会の報告書に対して反論が出ることも自体、極めて異例です。また、中居氏側の「暴力を伴わない性行為であれば性暴力ではない」とする主張も、時代錯誤であり、法的には到底受け入れられない見解です。

中居氏側としては、すでに芸能界を引退しているとはいえ、著しく傷ついたイメージを何とか回復したいという心情は理解できます。しかし、主張や反論の仕方については慎重に検討すべきです。少なくとも、第三者委員会と正面から対立する姿勢は、かえって自身のイメージをさらに悪化させる結果となるでしょう。

内部通報制度の導入の必要性

今回は、令和6年4月26日に水戸地方裁判所で言い渡された「大津漁業協同組合事件」の判決を踏まえ、内部通報制度導入の重要性についてお伝えいたします。

この事件は、茨城県の漁業協同組合に勤務していた職員が、勤務先から普通解雇されたことに対し、解雇の無効等を訴えた事案です。原告Aは製氷課の係長として勤務していましたが、勤務先が放射性物質の分析結果を改ざんし、さらに補助金を不正受給している疑いがあるとして、週刊誌等に書類を提供し告発を行いました。

その後、勤務先はこれらの行為を「虚偽の情報のリーク」および「虚偽の告発」と判断し、A氏を解雇しました。しかし水戸地裁は、A氏の行為が公益通報者保護法に基づく公益通報に該当し、提供した情報も虚偽であるとは認められないとして、解雇は無効であると判断。A氏の地位確認および未払い賃金等の支払いを命じました。

公益通報者保護法の下では、外部通報者の権利が手

厚く保護されており、企業が外部通報を理由に社員を解雇したり損害賠償請求を行ったりしても、その正当性を裁判で立証するのは非常に困難です。

近年、企業活動においてコンプライアンス（法令遵守）の重要性がますます高まっています。外部通報によって違法行為が行政機関や報道機関により公にされれば、企業の信用が失墜し、顧客離れなど重大な経営リスクに発展する可能性があります。

こうしたリスクを回避するためには、社内の実効性のある内部通報窓口を整備し、その存在と利用方法を社員に広く周知することが不可欠です。社内で問題が適切に処理されれば、外部への情報流出を未然に防ぐことができます。

当事務所では、内部通報制度の設計支援や、当事務所が外部の通報窓口として機能するサービスも提供しております。内部通報体制の構築をご検討中の企業様は、ぜひお気軽にご相談ください。

・・・ひとりごと・・・

事務員 N・K



先日、館林市にある「正田茶房 燦（まどか）」へ行ってきました。こちらは、正田醤油株式会社様が運営しているカフェです。

今回は、「みたらし生どら」と店員さんにおすすめしていただいたジャスミンティーをセットで注文しました。みたらし生どらは、その名の通り、どら焼きの中にみたらし団子が入っていて、もちもちした生地とお団子、甘いあんこ、甘じょっぱいたれが絶妙に絡み、とても美味しかったです。ジャスミンティーは爽やかな香りで、みたらし生どらとの相性が抜群でした。店内はおしゃれで天井が高く、ゆっくりとお茶を楽しむことができました。

館林市に訪れた際には、ぜひ立ち寄ってみてください。

